

認可保育所・認定こども園（保育所籍）を利用する子どもたち

【対象】

- 3歳児から5歳児までの子どもの保育料
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までです。
- 住民税非課税世帯の0歳から2歳児までの子どもの保育料

【多子の算定基準】

0歳から2歳児までの子どものうち、住民税非課税世帯の保育料を無償とするほか、子どもが2人以上いる世帯の負担軽減の観点から、これまでの制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳児までの第2子の保育料は半額、第3子以降は無償となります。

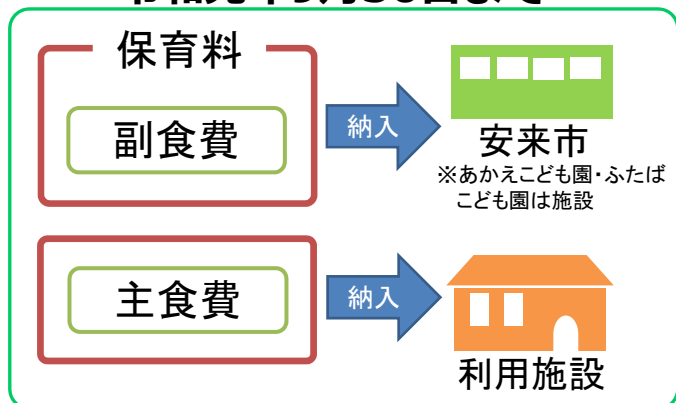
※ 年収360万円未満相当世帯については第1子の年齢は問いません。

【無償化の対象とならないもの】

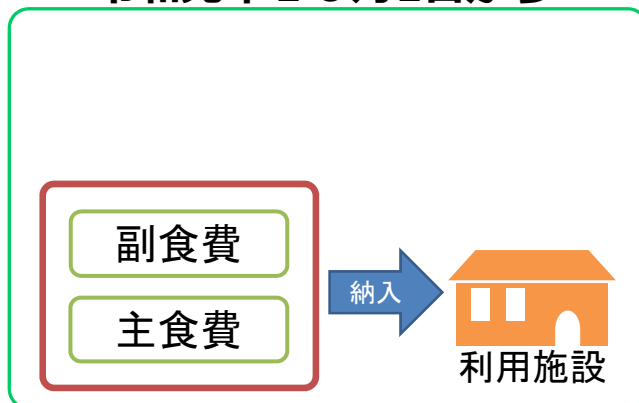
- 副食費（おかず・おやつ等の材料費）
 - これまで保育料に含むかたちで徴収していましたが、利用する保育所・こども園に直接お支払いいただくこととなります。
 - ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと同時入所による第3子以降の子どもについては、徴収が免除されます。
- 主食費（ご飯、パン等の材料費）、行事費、通園送迎費などの諸経費
- 延長保育料

【3歳から5歳までの無償化のイメージ】

令和元年9月30日まで



令和元年10月1日から



※副食費の金額については、各施設から改めてお知らせいたします。

【無償化にあたっての手続き】

- すでに「保育の必要性の認定」を受けている方は、新たに手続きをする必要はありません。

【多子世帯の副食費の軽減について】

- 安来市では多子世帯の経済負担を軽減し、子育てしやすい環境づくりを推進するため、3人以上の子どもを育てている世帯の3人目以降の4・5歳児の副食費を免除します。

（主食費はこれまで同様、保護者が施設等へお支払いいただきます。）